

令和4年度事業計画

1 目的

多摩南部成年後見センター（以下「センター」）は、主に低収入等の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、センターが法人の後見（保佐、補助を含む。以下同じ）人となること（それに係る事務を以下「法人後見事務」）により福祉の向上を図る。またセンターを構成する市（以下「5市」）及びセンターの権利擁護の共通目標を主な内容とした「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」（以下「A計画」）及び5市が策定したA計画を具体化する計画（以下「B計画」）におけるセンターの役割を果たしていく。

2 具体的な取組

(1) センターによる法人後見事務

原則として5市に住民記録がある方（住所地特例等を含む。）であって、利用基準及び以下の主な条件を満たす判断能力の不十分な方に対し法人後見を行う。

- ① 低収入のため後見報酬を支払う資力の少ない方
- ② 後見人候補者をみつけることが困難な方
- ③ 複雑な事情（虐待、多問題家族、犯罪歴、暴力暴言、権利侵害等）を抱えていて、個人の後見人では受任が困難な方

(2) 市民後見人事務（養成、監督、支援等市民後見人に係るすべての事務をいう。以下同じ。）

センターは5市の協力を得て市民後見人事務を行う。養成後は丁寧な受任調整等により安心して受任していただくとともに、センターが監督人としての役割を果たしつつ、きめ細かい支援も行っていく。

(3) 専門職紹介制度

収入面でセンターが法人後見を行うための要件を満たすことができない市民

に対し、センターに登録している専門職の紹介を行うとともに、その需要に配慮しつつ専門職に新規登録を呼びかけていく。

(4) 専門職等支援

センターがかかわるすべての後見人（市民後見人、親族後見人、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、行政職員、社会福祉協議会職員及び地域包括支援センター職員等の成年後見に関係する方々を対象として、参加者相互での情報交換等を行う後見人連絡会を引き続き実施していく。また同様の方々を対象として、国が推奨している司法との連携の一環として、東京家庭裁判所立川支部を招いての研修会も引き続き実施していく。さらに、専門職後見人からの相談にも対応するとともに、情報提供等の支援を行う。

(5) A計画及びB計画でのセンターの役割

センターが創設されて18年が経過し、5市各地域における後見等の権利擁護が必要な方の掘り起こしや、後見人の受任調整等について、5市がそれぞれの発展を遂げていることを踏まえながら、必要に応じA計画及びB計画におけるセンターの役割、例えば、各地域での市民向け講座等の普及広報、受任調整支援、親族後見人への支援を行っていく。

(6) 早期の利用相談の働きかけ及び訪問相談等の実施

法人後見等センターの利用においては、後見の要否判断、本人同意、収入等把握、親族意向等についての判断や調査に5市が相当の時間を要すること、またこれらが不十分なままセンターに申し込まれると様々な支障があることから、判断能力の低下の兆候がみられたとき等、より早い段階から御相談をいただくよう5市に働きかけていく。またこれら早期の相談等において、必要に応じて訪問相談や地域ケア会議等権利擁護に係る会議へも参画していく。

(7) 主任職の設置

センター職員の主な職種は、後見人としての業務を行う支援員と、5市から

のセンター利用の申込調整及び市民後見人事務等を担当するコーディネーターの2種となっている。この度、この2職種のそれぞれに主任職を設置することにより、各業務の一層の充実を図る。

3 職員の育成及び普及広報

(1) 職員の育成

センターの2つの職種の職員について、センターの従前の業務に加え、A計画及びB計画におけるセンターの役割をも果たし、意思決定支援・身上保護を重視した権利擁護支援ができるよう、これらの育成に努めていく。

外部研修会、事例検討会等への参加、関係機関等との交流、5市地域での勉強会等への参加によって得られる知識の習得及び顔の見える関係づくりにより資質等の向上を図る。また、職場内のOJTにより、成年後見業務を進めるために必要な知識等を習得させ、併せて後見人やコーディネーターとしての規範意識の醸成にも努める。

(2) 普及広報・相談の推進

A計画及びB計画においてはセンターも中核機関の機能の一部を担うと位置付けられていることから、制度の目的や利用方法等についての普及広報、相談等について5市に協力していく。また、センターへの視察の受け入れや、講師の派遣依頼についても積極的に対応していく。

4 課題

(1) 法人後見事務

近年、病院、施設等において、利用者との関係における権利義務の関係性を明確化していく傾向が高まっていることから、後見人の需要が増えつつある。

また、生活保護受給者では、以前ケースワーカーが行っていた金銭管理や入院入所等での諸手続きを後見人に依頼して行う傾向も顕著になりつつあり、これらの傾向は今後も強まっていくと見込まれることから、これらの需要に対応す

る必要がある。

(2) 市民後見人事務

市民後見人については平成27年度以来、養成から監督、支援までの一連の業務すべてを行ってきた。登録者は60歳以上の方が多く、疾患等を理由に後見人となることを辞退される方がいる。また、登録者は後見人としての能力や受任経験が異なるため、登録者ごとに受任能力等を慎重に検討して候補者の選定を行う必要がある。また最近、市民後見人に相応しい課題の少ないケースが減少して受任機会が減っている結果、受任までの待機期間が長期化していることから、募集人数の抑制や例えば法人後見の補助事務を行っていただく等、待機期間中における活用方法の検討が必要である。

(3) 専門職紹介事務

専門職名簿の活用は、センターへの申込後資力が判明して専門職に依頼する場合と、5市が事前に資力があることを確認のうえ、5市が持つ専門職名簿ではなく、センターの専門職名簿を活用する場合の2つがある。また、法人後見受任案件の中で、課題及び収支が専門職の受任が可能となった案件を専門職へ引き継ぐリレーについては、法人後見の受任余力の創出とリレーに伴う後見報酬の減収を慎重に考慮して行う必要がある。

(4) 負担金及びセンター利用方法等の見直し

負担金算定方法については、5市間の負担の公平性の観点から、必要に応じて情報提供を行う等5市間での協議に協力していく。また、センター創設から18年が経過し、利用基準が実態に合っていない等の諸課題があることから、必要に応じて運営連絡会等の5市間での協議に対しても同様に協力していく。

以上